

障がい者の社会への“完全参加と平等”を！

ときめき Fukuoka

福岡市保健福祉局 永淵英洋局長就任あいさつ

特集

平成29年度
福岡市の障がい福祉関係予算と
新規・拡充事業の主な施策について

2017.5
No.233

- 福障協だより「精神障がい者の西鉄運賃割引が実現しました!!!」
- 身障協会だより「平成29年度の重点取組について」
- 5月・6月の福祉用具情報～福岡市介護実習普及センターより～
- 平成29年度大会・行事予定について



就 任 あ い さ つ

福岡市保健福祉局長 永 渕 英 洋



平素より福岡市の障がい保健福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。私は、今年の4月1日に福岡市保健福祉局長に就任いたしました永渕でございます。

さて、福岡市では、障がいのある方をはじめ多くの市民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました福岡市保健福祉総合計画を、昨年6月に策定いたしました。

この計画の障がい者分野においては、障がいのある方の高齢化や「親なき後」の地域での生活を見据え、地域で安心して生活をするための支援を充実させることを基本目標のひとつとしており、今年度からは実現に向けた具体的な施策を本格的に進めてまいります。

また、昨年度から、障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例の制定に向けた取組みを進めており、全8回にわたり開催いたしました条例検討会議においては、関係者の皆様から多数の貴重なご意見やご提言をいただきました。それを踏まえ、今年度は条例の制定に向けて取り組んでまいります。

平成29年度、保健福祉局におきましては、超高齢社会においても誰もが安心していきいきと暮らし続けることができる社会をめざし、「配る福祉から支える福祉へ」に向けた施策の再構築を進めてまいります。障がい福祉施策では、「親なき後」も見据えた地域生活の総合的な支援を実施するため、24時間対応可能な相談窓口や緊急時の受入れ拠点の整備、障がい者の社会的孤立防止などの取組みを行うとともに、移動支援サービスの対象者と利用範囲の拡大、NPOとの共働による成人期の高機能発達障がい者への就労・自立支援などに取り組んでまいります。

また、地域により利用しやすさに格差のあった福祉乗車証(地下鉄無料パス)を、今年の8月からICカードやタクシー券などの定額の乗車券に変更し、地下鉄以外でも利用できるようにします。なお、これまで福祉乗車証を利用されていた重度障がいのある方には、いずれかを選択できる経過措置も設けてまいります。

福岡市では、みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市福岡」の実現をまちづくりの目標像として掲げ、市政の柱のひとつとして推進しております。今後とも、障がいの有無にかかわらず、福岡市がすべての人にとって暮らしやすいまちとなるよう取り組んでまいりますので、変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

特集 平成29年度 福岡市の障がい福祉関係予算について

福岡市の平成29年度の一般会計の予算は8,328億円で、前年と比較すると、約483億円、6.2パーセントの増で、過去最大規模となっております。特徴としては、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環をさらに確かなものにするために必要な予算を確保し、福岡市を次のステージへと飛躍させるチャレンジを着実に進めるための予算を編成しております。

このうち、保健福祉局の一般会計予算は、2,084億716万円で、前年度と比較して0.7パーセントの減ですが、障がい保健福祉費については、410億4,192万円と、前年度に比べ19億4,442万円、5.0パーセントの増となっており、障がい福祉サービスの利用者や自立支援医療費の増加に加え、各種新規・拡充事業に対応した予算となっております。

平成29年度の福岡市の障がい福祉施策におきましては、障がいのある方の自立と社会参加の支援を継続し、高齢化、「親なき後」にも安心して地域で暮らせるための様々な支援体制の整備を進めますとともに、障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例の制定を進めてまいります。

平成29年度予算に計上した新規・拡充事業の主な施策は以下のとおりです。

1 障がい者の地域生活支援機能強化等

障がい者の地域生活支援機能強化等【拡充】

1,195,887千円

障がい者の「親なき後」も見据えた生活の安心のために

24時間対応の地域生活支援体制の整備

【区障がい者基幹相談支援センター事業 473,905千円】

相談支援体制の見直し、区ごとのネットワーク整備

緊急時の受入れ拠点整備

【障がい者の地域生活支援機能強化事業 72,625千円】

行動障がいや医療的ケアを必要とする障がい者などの緊急時受入れ拠点を整備

障がい者の社会的孤立防止支援

【区障がい者基幹相談支援センター事業】(再掲)

サービスを利用していない障がい者の家庭訪問・見守り、触法障がい者の生活基盤づくり支援

移動支援サービス

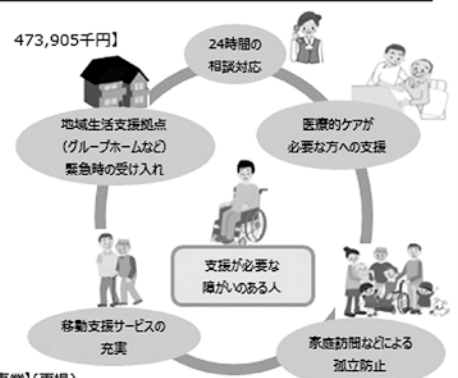
【移動支援 649,357千円】

中軽度知的障がい者へ対象者拡大、移動中だけでなく目的地での活動中の利用等も対象へ

医療的ケアが必要な重度障がい者への支援

【障がい者の地域生活支援機能強化事業】(再掲)

短期入所先へのコミュニケーション支援員同行、自宅への看護師派遣



障がい者の「親なき後」の生活も見据えた総合的な支援体制を構築するため、以下の機能強化に取り組めます。

- ①区障がい者基幹相談支援センターを設置し、24時間対応可能な相談窓口や関係機関とのネットワーク構築など地域生活支援体制を整備します。

- ②行動障がいや医療的ケアを必要とする障がい者などの緊急時の受入れ拠点を整備し、障がい者の地域生活支援体制を強化します。
- ③福祉サービス等を利用していない障がい者の家庭訪問や見守り、触法障がい者の生活基盤づくりの支援を行うことで、障がい者の社会的孤立防止に取り組みます。
- ④平成29年7月から「移動支援サービス」の対象者と利用範囲を拡大し、中軽度の知的障がい者(一定の条件あり)や目的地での活動中の利用、散歩など明確な目的地のない利用も対象とします。
- ⑤医療的ケアが必要な重度障がい者への支援として、短期入所サービスの利用時にコミュニケーション支援を行うヘルパーの同行や、外出が困難であるなど短期入所が利用できない障がい者の自宅へ看護師を派遣する事業に取り組みます。

2 発達障がい児・者支援事業

発達障がい児・者支援事業【拡充】

6,580千円

発達障がい者就労・自立支援 ～納税者をめざす～ (NPOとの共働)

NPOと共働で知的障がいを伴わない成人期の高機能発達障がい者を対象に本人に適した社会参加に繋げる支援や、安心できる場で受容される体験から社会参加していく支援を行い、就労・自立を促進する。

相談事業

相談支援専門員や臨床心理士などの専門家がタイムリーに集中的な個別相談を受け、問題点の整理、理解を促す支援を行う。

通所活動支援

発達障がいを理解した支援員が家庭以外の居場所で丁寧な支援を行い、安心できる場で受容される体験から社会参加していく支援を行い、就労・自立支援に結び付け、納税者になることを目指す。

事業所との意見交換会

障がい福祉サービス事業所等との情報交換会を開催し、発達障がい特性の理解促進を図る。



平成27年度から発達障がい児・者を取りまく課題に対応するため、幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援の方策について、専門家や関係団体等で構成する検討委員会を設置し検討を重ねてまいりました。今年度は各方面からご意見をいただきながら、発達障がい児・者支援拠点施設の基本構想を策定することとしております。また、NPOと共働で知的障がいを伴わない成人期の高機能発達障がい者を対象に、相談支援専門員や臨床心理士などの専門家による相談事業や、通所活動を通して受容される体験を積みながら、本人に適した社会参加に繋げる支援を行うことで、発達障がい者の就労・自立の促進に取り組みます。

このほか、利用者のご意見を反映し、今年度から日常生活用具の給付対象品目に「人口鼻」「視覚障がい者用ICタグレコーダー」の追加や、重度障がい者入院時コミュニケーション事業の対象者を単身者以外にも拡大しております。

その他、今年度も引き続き「障がい者グループホーム設置促進等事業」「強度行動障がい者支援事業」「ときめきプロジェクト・ときめきグッズ受注・発注コーディネート事業」などの事業をはじめ、各種障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実に努めてまいります。